

Hiroshima NOW

11

2022

やさしい日本語 No. 7

広島県の最低賃金が変わりました

ひろしま市民と市政10月15日号 (P7)

10月1日(土曜日)から、広島県の最低賃金※が930円になりました。広島県ではたらくすべての人にこの金額が適用されます。

※最低賃金：会社などがはたらいている人へ払わなければならないいちばん少ない金額のことです。最低賃金は1時間あたりの金額で決められています。

最低賃金の金額はそれぞれの都道府県でちがいます。

くわしいことは下の電話番号に電話してください。

広島労働局賃金室 電話番号 221-9244、ファックス番号 221-9252

